**笠岡市保健センター**

**指定管理者募集要項**

**令和７年９月**

**笠岡市こども・健康福祉部健康推進課**

**１　趣旨**

　笠岡市保健センターの運営・管理業務を効果的かつ効率的に行うため，「笠岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」並びに「笠岡市保健センター条例」及び「笠岡市保健センター条例施行規則」に基づき，この募集要項により令和８年度から笠岡市保健センターの運営管理業務を行う指定管理者を募集します。

指定管理者は，公募型プロポーザル方式を導入することで，創意工夫のある提案により，施設の利用者のニーズに応え，質の高いサービスの提供を図り，効果的かつ効率的な運営管理業務を履行することのできる者を選定します。

**２　指定管理者候補者の選定及び指定管理者の指定**

　笠岡市指定管理者選定委員会において指定管理者選定基準に基づき指定管理者候補者の選定を行います。候補者は笠岡市議会の議決を経て正式な指定管理者に決定します。

**３　対象施設の概要**

（１）施設名称　　 笠岡市保健センター

（２）所在地　　　　笠岡市十一番町１番地の３

（３）開館時期　　　平成４年３月

（４）施設の概要

　　① 建物構造　　鉄筋コンクリート造　２階建

　　② 敷地面積　　４，３１８．０５㎡

　　③ 延床面積　　２，０１１．２７㎡

　　④ 建 設 費　　１，１６０，３０７千円

　　⑤　完　　成　　平成４年３月

　　⑥　貸出施設　　大研修室，研修室

**４　参加資格**

　次の各号に定める条件をすべて満たすものであること。

（１）市内に事業所を有する法人・その他の団体

（２）団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと

　　① 法律行為を行う能力を有しない者

　　② 破産者で復権を得ない者

　　③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の4の規定による入札参加制限

　　　を受けている者

　　④ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある者

⑤ 国税及び地方税を滞納している者

（３）次に該当する者がいないこと。

　　ア　役員等（社員のほか，法人の役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員（笠岡市暴力団排除条例（平成２４年笠岡市条例第１１号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

　　イ　暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその事業活動に関与していると認められる者

　　ウ　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図り，又は第三者に損害を加える目的を持って，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

　　エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に，暴力団の維持又は運営に協力し，若しくは関与していると認められる者

　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

　　カ　役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

**５　失格事項**

　次のいずれかに該当する場合は失格とします。

1. 本募集要項に示された参加資格を満たしていないことが判明した場合
2. 提出書類に虚偽の内容が判明した場合
3. 選考委員又は関係者に協力援助を求めた場合
4. 談合，不正行為等を行ったと認められる場合
5. ヒアリング審査に参加しなかった場合
6. その他本募集要項等に適合しない場合

**６　公募・選考等スケジュール**

　公募期間　　令和７年９月１７日（水）から令和７年１０月１０日（金）まで

　（１）募集要項等の公示　　　　　　　　　　　　令和７年　９月１７日（水）

　（２）質問の受付締切　　　　　　　　　　　　　令和７年１０月　１日（水）

　（３）質問の回答期限　　　　　　　　　　　　　令和７年１０月　６日（月）

　（４）申請書類等の提出期限　　　　　　　　　　令和７年１０月１０日（金）

　（５）ヒアリング審査（予定）　　　　　　　　　令和７年１０月下旬

　（６）指定管理候補者の選考結果の通知・公表　　令和７年１０月下旬

　（７）１２月議会議決（指定管理者の決定） 　　 令和７年１２月下旬

　　※（５）については，後日，申請団体に連絡します。

**７　質問書の受付**

　公募の内容に関する質問は，次の掲げるところにより受付及び回答を行います。

1. 受付方法

質問・回答は原則文書で行うため，電話及び口頭での質問は受け付けません。

1. 質問書　　　　　別記様式１
2. 質問受付締切　　令和７年１０月１日（水）午後５時１５分まで
3. 提出方法

　　電子メール，ＦＡＸ（送信後に電話により受信確認してください。）又は健康推進課に持参

　　住　　　所：〒７１４－８６０１　笠岡市中央町１番地の１

　　　電　　　話：０８６５－６９－２１０１

　　　Ｆ Ａ Ｘ：０８６５－６９－２１８２

　　　電子メール：kenkou@city.kasaoka.lg.jp

1. 回答方法

　　　令和７年１０月６日（月）までに笠岡市ホームページに掲載します。

**８　申請書類等の提出**

1. 提出期限　　令和７年１０月１０日（金）
2. 受付時間　　月曜日から金曜日までの日（祝日を除きます。）の午前８時３０分から午

　　　　　　　　 後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

1. 提出方法　　健康推進課窓口に持参すること。
2. 提出書類

　　　指定の申請は， 指定管理者指定申請書（笠岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に

関する条例施行規則様式第１号）によるものとし，次に掲げる書類を添えて申請してくださ

い。

　　① 定款及び法人の履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあってはこれらの相当する書類）

　　② 財産目録，貸借対照表，事業報告書，損益計算書及び利益処分計算書（最近２事業年度の実績）（法人以外の団体にあってはこれらに相当する書類）。ただし，指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては，その設立時における財産目録（法人以外の団体にあってはこれらに相当する書類））

　　③ 法人等の事業計画書及び収支予算書（今年度分（法人以外の団体にあってはこれらに相当する書類））

　　④ 印鑑証明書（申請書提出日において発行から３月以内のもの）

　　⑤ 役員の名簿及び履歴書（法人でない団体で，代表者又は管理人の定めがある者の代表者又は管理人を含む。）

　　⑥ 法人等概要書（組織及び運営に関する事項（本社及び事業所所在地，設立年月日，従業員数，経営理念及び方針，組織図，主たる事業の実績，売上高）を記載した書類）

　　⑦ 欠格事項に該当しない宣誓書（別記様式２）

　　⑧ 公の施設の管理に関する事業計画書（別記様式３）及び収支予算書，積算内訳書（指定管理期間に係る各年度の書類）

　　⑨ 国税に係る法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（最近２事業年度の実績）

　　⑩ 市税に係る税額の記載されている納税証明書（最近２事業年度の実績）

　　⑪ 選定結果通知用封筒一式（長型３号封筒に選定結果通知の送付先を明記し，配達記録郵便相当分の切手を貼付したもの）

　　⑫ 主な出資者（株主）名簿（任意の様式で提出）

　　⑬ その他市長等が必要と認める書類

1. 提出部数　　１０部（正本１部，副本９部）※副本はコピー可
2. 提出書類の作成費用及び提出後の取扱い

提出書類の作成費用は，全て申請者の負担とします。また，提出書類の変更，差替え，

再提出，返却に応じることはできません。提出書類は，事業者の選定及び選定後の事業運営以外に，提出者に無断で使用しませんが，必要な範囲で複製することがあります。また，著作権者の同意のもとに笠岡市情報公開条例に基づき公開することができるものとします。

1. 無効となる提出書類
2. 参加資格のない者が提出したもの
3. 提出期限までに健康推進課に提出されなかったもの
4. 記載押印が漏れているもの
5. 金額その他記載事項が明らかでないもの
6. その他本募集要項を満たしていないもの

**９　運営管理の基本的な考え方**

①市民の生活に密着した保健サービスを総合的に実施し，市民の健康づくりを推進することに供与すること。

　　②公の施設であることを常に念頭に置いて，公平，公正な運営を行うこと。

　　③関係法令等を理解した上で遵守すること。

　　④施設の設置目的に沿った運営管理を行うこと。

　　⑤施設の利用者の安全と快適性の確保を図ること。

　　⑥施設の保全に努めること。

　　⑦施設の利用促進を図ること。

⑧適正かつ効率的な運営管理を行い，経費の削減に努めること。

　　⑨環境負荷の低減を図ること。

　　⑩他の関係施設，利用団体等との連携を図るとともに，魅力ある自主事業を実施し，市民サービスの向上に努めること。

⑪災害時，緊急時等の体制を整備すること。

　　⑫運営管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

　　⑬個人情報の保護を徹底すること。

**１０　指定管理者が行う業務**

　　指定管理者が実施することとなる運営管理業務の詳細及びその基準については，別紙「笠岡

市保健センター指定管理者仕様書」のとおりです。

**１１　指定管理期間**

　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間

**１２　指定管理料及び利用料**

　　水道光熱費，燃料費，清掃など業務委託費及び管理に必要な経費相当額は指定管理料として

笠岡市が指定管理者に支払う。

　また，施設の貸出しによる利用料は，指定管理者の収入とする。

　参考【過去３年間　指定管理料】

　　　　　・平成４年度　　　　　　　１７，０４７，０００円

　　　　　・令和５年度　　　　　　　１８，９６２，１９０円

　　　　　・令和６年度　　　　　　　１８，９１１，２５０円

　　参考【過去３年間　利用料】

　　　　　・平成４年度　　　　　　　　　　９５２，３９２円

　　　　　・令和５年度　　　　　　　　　　９６０，８９６円

　　　　　・令和６年度　　　　　　　　１，０１５，７０２円

　　 　　　　※令和８年度から，利用料の改定が行われる予定である。

**１３　選定基準**

　　応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類審査等について，笠岡市指定管理者選

定委員会により，次に掲げる選定基準に基づき総合的に審査し，指定管理者の候補者として選

定し，議会の議決を経て指定管理者を指定します。



**１４　ヒアリング等**

　　選定にあたり，提出書類による書類審査の後，笠岡市指定管理者選定委員会によるヒアリングを行います。ヒアリングの日時，場所等については後日連絡しますので，提案内容を説明できる人の出席をお願いします。

　（１） 日時　　令和７年１０月下旬

　（２） 場所　　笠岡市役所

**１５　配付資料**

　　仕様書，笠岡市保健センター条例及び同施行規則

**１６　お問い合わせ**

　　　笠岡市こども・健康福祉部健康推進課　TEL：（０８６５）６９－２１０１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：（０８６５）６９－２１８２

　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail：kenkou@city.kasaoka.lg.jp